

支援学校高等部 芸術（音楽）

解答についての注意点

- 1 問題は、教科等に関する大問 **1** ～大問 **3**、特別支援教育に関する大問 **4** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1** ～大問 **2** については、記述式解答用紙に、大問 **3** ～大問 **4** については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3** ～大問 **4** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

I これから放送されるア～キの音楽や楽器の音を聴いて、次の（１）～（３）の問いに答えよ。

（１）ア～オの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙の「 」に、必要な事項を記入すること。

（２）①カの曲名を記せ。

②カで使用されている楽器の楽器名を五つ記せ。

（３）キの弦楽器に関連のある国または地域を下の語群**A**～**F**から一つ選び、解答用紙に記号で記せ。また、この楽器名を記せ。

（語群）	A インド	B アメリカ合衆国	C ペルー
	D オセアニア	E ヨーロッパ	F ギニア

2 次の(1)、(2)の問いに答えよ。

(1) 次の楽譜を変イ長調に移調して、Clarinet (in B $\flat$) と Alto Saxophone (in E $\flat$) で演奏するための楽譜を、解答用紙の五線譜に調号を用いて記せ。



(2) 次の楽譜の最初の4小節について、箏で演奏するための縦譜を作成せよ。なお、調弦については平調子とし、第1弦を一点二音とする。



- 3 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術」について、次の（1）～（2）の問いに答えよ。

（1）「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術 第2款 各科目 第1音楽Ⅰ」について、次のA～Gの問いに答えよ。

A 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ

Ⅰ 目標

(1) () と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

- 1 音楽を形づくっている要素
- 2 音楽の固有性
- 3 曲想
- 4 音楽的な見方・考え方
- 5 音楽の特質

B 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ

Ⅰ 目標

(3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、(ア) とともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、(イ) 態度を養う。

- 1 ア 音楽における見方・考え方を働かせる
イ 他者との調和を意識する
- 2 ア 音楽における見方・考え方を働かせる
イ 音楽に関する知的財産権を尊重する
- 3 ア 生涯にわたり音楽を愛好する心情を育む
イ 音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく
- 4 ア 他者との調和を意識する
イ 音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく
- 5 ア 生涯にわたり音楽を愛好する心情を育む
イ 音楽に関する知的財産権を尊重する

C 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1 ～ 5 から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

2 内容

A 表現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 歌唱

歌唱に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる（ ）を得たり生かしたりしながら、自己のイメージをもって歌唱表現を創意工夫すること。

- 1 基本的な表現方法
- 2 知識や技能
- 3 資質・能力
- 4 固有の技能
- 5 様々な表現方法

D 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1 ～ 5 から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

2 内容

A 表現

表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(2) 器楽

器楽に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 創意工夫を生かした器楽表現をするために必要な、次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 曲にふさわしい奏法、身体の使い方などの技能

(イ) () 技能

(ウ) 表現形態の特徴を生かして演奏する技能

- 1 他者との調和を意識して演奏する
- 2 曲の文化的・歴史的背景にふさわしい演奏をする
- 3 自己のイメージをもちながら演奏する
- 4 曲想と音楽の構造にふさわしい演奏をする
- 5 他者の音楽表現を評価しながら演奏する

E 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1～5 から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

2 内容

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

(I) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や（ ア ）を知覚し、それらの働きを感じながら、（ イ ）について考えること。

- 1 ア 音素材との関連
イ 知覚したことと感受したこととの関わり
- 2 ア 要素同士の関連
イ 自己と他者のイメージとの関わり
- 3 ア 音素材との関連
イ 自己と他者のイメージとの関わり
- 4 ア 要素同士の関連
イ 知覚したことと感受したこととの関わり
- 5 ア 構造と曲想
イ 自己と他者のイメージとの関わり

F 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1～5 から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

3 内容の取扱い

(I) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、（ ）とともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るものとする。

- 1 それぞれ特定の活動のみに偏らないようにする
- 2 生徒の特性や各学校の地域性を見極める
- 3 創造的な授業づくりを進める
- 4 発達段階に応じた指導が行われるよう工夫する
- 5 芸術科音楽の特質に応じた指導が行われるよう工夫する

G 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1～5 から一つ選べ。

解答番号は

第2款 各科目 第1 音楽I

3 内容の取扱い

- (10) 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。なお、適宜、(ア) を高めることができるよう指導を工夫する。
- (11) 自己や他者の著作物及び(イ) の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

- 1 ア 社会を取り巻く音環境に触れ、多様な音環境への関心
イ 著作権尊重の精神
- 2 ア 我が国や郷土の伝統音楽に触れ、多様な音環境への関心
イ 著作権尊重の精神
- 3 ア 社会を取り巻く音環境に触れ、多様な音環境への関心
イ 著作権を尊重する人格
- 4 ア 我が国や郷土の伝統音楽に触れ、多様な音環境への関心
イ それらの著作者の創造性を尊重する態度
- 5 ア 自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心
イ それらの著作者の創造性を尊重する態度

(2) 「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第2章 第7節 芸術 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について、次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを 1～5 から一つ選べ。解答番号は

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、() を図ること。

- 1 各科目における見方・考え方を働かせ、個性豊かに表現できるよう教材の工夫
- 2 各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実
- 3 知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに表現できるよう教材の工夫
- 4 各科目における見方・考え方を働かせ、創意工夫や表現上の効果を生かした学習
- 5 知識や技能を総合的に働かせながら、各科目の特質に応じた学習の充実

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、通知文の名称等や、文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関する近年の動向等について、次の（１）～（１０）の問いに答えよ。

（１）次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第Ⅰ章 総則 第３節 教育課程の編成 ３ 教育課程の編成における共通的事項 （２） 授業時数等の取扱い」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組合わせはどれか。Ⅰ～Ⅴから一つ選べ。解答番号は

ア 各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合であっても、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間は学校休業日に位置づけられているため、これらの授業を行うことはできない。

イ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

ウ 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

エ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる標準授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮したうえで、上限35時間までの範囲内であれば定めることができる。

- Ⅰ アーイ
- Ⅱ アーウ
- Ⅲ イーエ
- Ⅳ アーエ
- Ⅴ イーウ

- (2) 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月 文部科学省）「第6節 学校運営上の留意事項 3 特別支援教育に関するセンターとしての役割」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する 機能、③障害のある幼児児童生徒への 機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、中央教育審議会答申においては、特別支援学校における特別支援教育 は、校内における取組だけでなく、例えば、小学校や中学校等に在籍する児童生徒に対する 指導を行ったり、特別支援学校の教師の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合わせ（スクールクラスター）の中で、 としての機能を発揮していくことが求められるとしている。

	ア	イ	ウ	エ
1	相談・情報提供	指導・支援	支援員	直接的な
2	相談・情報提供	指導・支援	コーディネーター	巡回による
3	指導・支援	相談・情報提供	コーディネーター	直接的な
4	指導・支援	相談・情報提供	支援員	巡回による
5	相談・情報提供	指導・支援	コーディネーター	直接的な

(3) 次の各文は、「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」(令和5年4月 内閣府障害者施策担当)における「1. 合理的配慮の提供事例」及び「2. 環境の整備事例」の記述の一部である。教育場面における合理的配慮の提供事例の内容のみをすべて挙げている組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 視覚障害があり、後で復習するときに使いたいので、授業を録音させてほしいという生徒に対して、授業の録音は禁止されているが、障害の状況等を踏まえ、録音機器の使用を認めることとした。

イ 聴覚障害があり、ゼミ形式の授業で活発な議論が交わされたときに、議論のやり取りのフォローをしてほしいという生徒に対して、筆談などにより議論のやり取りを素早く伝えるのは困難であったことから、手話通訳者と派遣契約をし、授業の補助員として配置した。

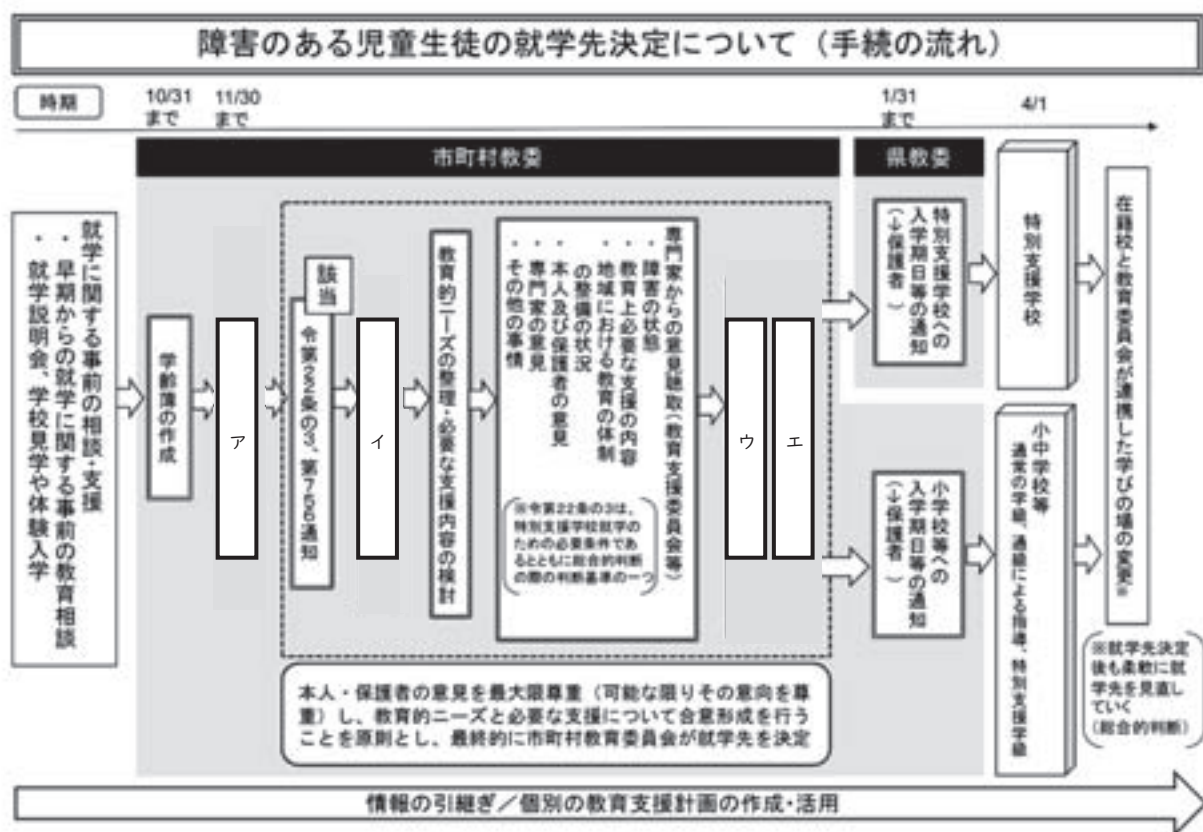
ウ 下肢に不自由さがあり歩行に困難がある。また、長距離の移動では、疲れやすいため、学内の教室移動において、配慮してほしいという生徒に対して、本人と相談のうえ、教室がある建物の玄関付近にフラットなベンチチェアを複数設置し、休憩してから教室へ移動することができるようにした。

エ 知的障害があり、学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかが明確に示されていないと、不安定になってしまい、学習活動への参加が難しくなる生徒に対して、本人の理解度に合わせて、実物や写真、シンボルや絵などで活動予定を示した。

オ 精神障害があり、講義に集中することが難しい生徒に対して、生徒の希望と症状の診断結果を考慮して、一部の講義にチューターを付けて支援できることとした。

- 1 イーエーオ
- 2 アーエ
- 3 アーウーエ
- 4 イーオ
- 5 アーイーエーオ

- (4) 次の図は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における、就学先決定の手続きの流れを示したものである。空欄のア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は 12



	ア	イ	ウ	エ
1	保護者の意見聴取・意向確認	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定	就学時健康診断
2	市町村教育委員会による総合的な判断	就学時健康診断	保護者の意見聴取・意向確認	合意形成と就学先決定
3	就学時健康診断	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定	保護者の意見聴取・意向確認
4	保護者の意見聴取・意向確認	合意形成と就学先決定	就学時健康診断	市町村教育委員会による総合的な判断
5	就学時健康診断	保護者の意見聴取・意向確認	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定

- (5) 次の文は、「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月 文部科学省）における「第4章 教科等の指導におけるICTの活用 第4節 特別支援教育におけるICTの活用」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

1. 特別支援教育におけるICTを活用した教育の充実

(2) 特別支援学校における情報教育の配慮点

特別支援学校では、各教科及び高等部に設けられた教科「情報」（知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障害者である児童生徒のための各教科及び高等部において、必要に応じて設けることができるとされている「情報」）を要として情報教育を展開していくことになるが、障害による 、本来の学習内容に集中できる を整えるとともに、個々の児童生徒に応じた具体的な支援を考える必要がある。また、学習を進めるに当たって、個々の障害の状態や特性や 等を考慮して、適切な 、指導上の工夫が必要である。

	ア	イ	ウ	エ
1	操作上の困難を補い	媒体	社会経験	補助用具の選択
2	操作上の困難を補い	環境	社会経験	補助用具の選択
3	心理的な不安定さを軽減し	媒体	学習状況	使用頻度の設定
4	心理的な不安定さを軽減し	媒体	学習状況	補助用具の選択
5	操作上の困難を補い	環境	社会経験	使用頻度の設定

(6) 次の各文は、「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月 内閣府）において示されている、
（4）生涯を通じた多様な学習活動の充実の記述の一部である。内容として、適切でないものは
どれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。
- 2 障害の有無にかかわらず、全てのこどもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、こどもたちの多様な学習・体験活動等を充実する。
- 3 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するためには、障害者の各ライフステージにおける学びを支援するよりも、義務教育における学びを支援する必要がある。
- 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和2年7月策定）等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。
- 5 障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供・充実する。

(7) 医療的ケアの実施要件として、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」(令和2年10月(令和5年3月 第二次改訂) 大阪府教育委員会)に照らし、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 主治医の指示があること。
- 2 学校医及び校長・准校長が、医療的ケアを適切に実施できる環境について、整備されていると判断していること。
- 3 養護教諭または養護助教諭の管理下であること。
- 4 保護者の同意があること。
- 5 保護者の依頼が前提にあること。

- (8) 次の各文は、「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 ●解説とQ & A●」(文部科学省 編著)の記述の一部である。通級による指導の内容として、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

16

- ア 他校通級の形態の一つとして、特別支援学校小学部・中学部・高等部に、通級指導教室を設置することはできない。
- イ 他校通級をする場合、通学に要する時間は通級による指導の時間として含むことはできない。
- ウ 「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。
- エ 通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断については、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、基本的に教育委員会が行う。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	○	×	○
2	○	×	×	○
3	×	○	○	×
4	○	○	○	×
5	×	×	×	○

- (9) 次の文は、「第2次大阪府教育振興基本計画」(令和5年3月 大阪府)における第5章 基本方針(施策の大綱)の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は 17

基本方針6 学びを支える環境整備

重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進

▶ 在籍者数の増加にあわせた支援学校等の環境整備

支援学校在籍者数の増加による教室不足の解消と、国が定める「ア」に沿うようにするため、将来にわたるイを踏まえ、子どもたちの障がいの状況に応じた、支援学校の新設や既存の学校での増築等を計画的に実施するとともに、適切な環境整備を図ります。また、ウが必要な子どもたちの学習機会を保障するため、通学に係る支援や、学校へのエの配置等の体制整備を進めます。

	ア	イ	ウ	エ
1	特別支援学校設置基準	公教育の役割	合理的配慮	専門人材
2	特別支援学校施設整備指針	在籍者数の推計等	合理的配慮	専門人材
3	特別支援学校施設整備指針	公教育の役割	医療的ケア	スクールサポートスタッフ
4	特別支援学校設置基準	在籍者数の推計等	医療的ケア	専門人材
5	特別支援学校設置基準	在籍者数の推計等	医療的ケア	スクールサポートスタッフ

(10) 次の各文は、「みつめよう一人ひとりを」(平成31年1月改訂 大阪府教育センター)に照らし、「第2章 障がいの特性理解と指導・支援の在り方 3 知的障がいのある子どもの教育 (2) 指導・支援のポイント」の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 子どもの行動を理解するには、その行動が起こる因果関係や背景要因等を詳細に調べ、その内面を読み取ることが大切です。情緒不安定になる原因は、本人の内的要因から生じていることが多いため、注意深く観察することが必要です。また、不適切な行動をどうやめさせるかよりも、望ましい・新しい行動を増やしていくという視点をもつことも大切です。
- 2 子どもの良さと課題の両面を捉えて、個別の指導計画を作成します。この計画は、集団指導の中での配慮や個別的な指導も含み、一人ひとりの教育的ニーズに応じて作成します。
- 3 知的障がいのある子どもは、言語発達の遅れを伴うことがあります。学校園生活全体において、視覚情報を提示するなど、わかりやすい指示等を工夫することが大切です。また、表出言語だけに依存せず、身ぶりや手ぶりを使うなど、多様な手段でコミュニケーションする力を育てることが大切です。
- 4 可能な限り自分の意思で選択・決定し、行動できるようになることは、自立に向けた重要な力になります。子どもが自己選択・決定できる場面設定や意思を表出する手段を配慮・支援していくことが大切です。具体的には子どもの特性に応じて、絵や写真カードで選択・意思表出できるように練習していくこと等が考えられます。
- 5 指導を効果的にするために、子どもが興味・関心を持つような教材・教具を活用することが大切です。又、子どもの実態に応じた適切な教材を作成することがより有効です。

